

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

平成 23 年度計画

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 30 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月 31 日付けをもって主務大臣より認可された独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画を達成するため、同法第 31 条の定めるところにより、次のとおり、平成 23 年度計画を定める。

平成 23 年 3 月 31 日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

理事長 前 田 豊

第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置

1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映

ア 研究所が主催する講演会や業界団体の研究所視察等の機会を活用し、また、研究員自らが労働現場に赴くよう努めることにより、調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握する。

労働災害又は職業性疾病の発生を端緒とする調査研究や労働現場における調査を伴う研究の企画・立案を積極的に進める。研究課題の評価においては、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかどうか等を重点的に審査する。

イ 厚生労働省安全衛生部との間で連絡会議を開催し、行政施策の実施のために必要となる調査研究のテーマ等について意見・情報交換を行う。

労働者健康福祉機構との間での共同研究の実施等を通じて、労災の臨床例等の入手及びその調査研究への活用を促進する。

ウ 国内外の学会、会議等へ積極的に参加するとともに、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等の実務者、客員研究員等を研究所の研究討論会等に招聘し、労働現場のニーズや最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。

産業医科大学との研究交流会を第 3 四半期に開催し、最新の研究成果について相互に発表を行う。

2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施

労働現場のニーズ等に沿った以下の調査研究業務を実施する。

(1) プロジェクト研究等

中期計画に示したプロジェクト研究課題のうちの 13 課題(別紙 1)を、研究目的・実施事項・到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。この際、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定める。

また、プロジェクト研究に準ずる研究として、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、世界保健機関(WHO)の「労働者の健康推進に関する WHO アクションプラン」に基づく研究(GOHNET(ゴーネット)研究)の 2 課題(同左)を実施する。

(2) 基盤的研究

研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究等の基盤となる

萌芽的研究として32課題(別紙2)を実施する。

(3) 行政要請研究

厚生労働省からの要請等に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。

3 研究評価の実施

内部及び外部の研究評価を下記により、厳正に実施する。

なお、評価に当たっては、他の研究機関等の行う研究との重複の排除に留意するとともに、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上でこれを実施することとする。

(1) 内部研究評価の実施

研究業務を適切に推進するため、原則として、すべての研究課題を対象として、上期と下期の年に2回、事前、中間及び事後の評価を行う。評価結果については、研究計画等の精査や研究予算の査定等の研究管理に反映させる。

研究員を対象に、年度末に個人業績評価を実施する。評価に当たっては、客観性及び公正性の確保に努めるとともに、評価結果は、昇給・昇格等の人事管理等に適切に反映させる。

なお、平成20年度以前に終了したプロジェクト研究の中から数課題を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等いわゆる研究成果のアウトカムを評価する追跡調査を試行的に実施する。

(2) 外部研究評価の実施

ア 外部評価の実施

労働安全衛生分野の専門家及び労使関係者等から構成される第三者による外部研究評価委員会を第3四半期に開催し、プロジェクト研究等を対象に評価を行う。評価結果については、研究計画等の見直しや研究予算の査定等の研究管理に反映させる。

また、基盤的研究課題について、これらが将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を有したものとなっているかどうかといった観点からの評価を併せて実施する。

イ 外部評価の結果の公表

外部研究評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日より3か月以内に研究所のホームページに公表する。

4 成果の積極的な普及・活用

(1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献

行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制定・改定等のための検討会議に研究所の役職員を参加させるとともに、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。

(2) 原著論文、学会発表等の促進

国内外の学会、研究会、講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査等報告、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。講演、口頭発表等については、研究員一人あたり4回、論文発表等については、2報を目標とする。

(3) インターネット等による研究成果情報の発信

ア 研究成果の公開

研究所の公表論文や調査研究の成果について、原則として概要等を研究所のホームページに公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。

「Industrial Health」及び「労働安全衛生研究」については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及び J-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開する。

また、障害者を含めた利用者に、研究所が公開する情報により容易にアクセスできるよう、アクセシビリティの向上に努める。

イ 年報、メールマガジン等の発行

平成 22 年度労働安全衛生総合研究所年報、メールマガジン(毎月1回)等を発行し、研究所の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。

平成22年度に終了した以下のプロジェクト研究及びGOHNET 研究について、「特別研究報告(SRR)」を発行し、その研究成果を広く社会に還元する。

- ・ 災害多発分野におけるリスクマネジメント技術の高度化と実用化に関する研究
- ・ アーク溶接作業における有害因子に関する調査研究
- ・ 中小企業における労働安全衛生マネジメントシステムの確立
- ・ 職業性疾病・職業性ばく露のアクティブ・サーベイランスウェブ情報システムの開発と活用
- ・ 生体内繊維状物質の高感度・多元的検出とばく露レベルに関する研究

ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿

事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。

(4) 講演会等の開催

ア 「時代のニーズの変化に対応した労働安全衛生～働く人の命と健康を守る～」(仮案)をテーマとする安全衛生技術講演会を、第3四半期に国内3都市で開催するほか、他機関との講演会等の共催を推進する。

イ 4月に清瀬地区及び登戸地区の一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。

(5) 知的財産の活用促進

特許権等の取得がふさわしい研究成果について、国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の協力を得つつ、特許権等の取得を積極的に進める。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、開放特許情報データベースへの登録や、研究所のホームページでの

広報等により、知的財産の活用促進を図る。

5 労働災害の原因の調査等の実施

(1) 労働災害の原因調査等の実施

行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を迅速かつ的確に実施する。

労働災害の原因調査等の実施を今後の研究に結びつけることなどにより、災害調査の質的向上を図り災害調査の高度化に努める。

(2) 原因調査結果等の報告

原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省に適宜報告する。

(3) 鑑定・照会等への積極的な対応

労働基準監督機関、警察をはじめ捜査機関等からの災害等に関連した鑑定嘱託、捜査関係事項照会等に対して積極的に対応する。

(4) 調査内容の公表

調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に資する観点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、研究所のホームページ等で公表する。

6 化学物質等の有害性調査の実施

厚生労働省及び日本バイオアッセイ研究センターとの間で意見・情報交換を行い、化学物質の有害性調査の実施体制のあり方等について検討を行う。

7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進

(1) 労働安全衛生分野の研究の振興

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年法律第63号)」(以下「研究開発力強化法」という。)等を踏まえ、研究の一層の推進を図る。

ア 国内外の技術・制度等に関する調査

労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。

イ 労働安全衛生重点研究推進協議会

労働安全衛生重点研究推進協議会において策定された今後 10 年間の労働安全衛生重点研究領域・優先研究課題の普及啓発に努める。また、労働安全衛生研究の普及・振興を目的とした労働安全衛生重点研究推進協議会シンポジウムを運営実施する。

ウ 最先端研究情報の収集

効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、内外の最先端の研究情報を収集するとともに、必要に応じ

て、研究所のホームページに関連情報を公表する。

エ 国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布

最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」を年 6 回、「労働安全衛生研究」を年 2 回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。

「Industrial Health」誌については、インパクトファクターが 0.8 以上となるよう、引き続き掲載論文の充実に努める。

(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献

ア 連携大学院制度の推進

諸大学との連携大学院協定の締結更新と学術交流を進める。

イ 大学客員教授、非常勤講師等の派遣

研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。

ウ 若手研究者等の受入れ

国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。

エ 労働安全衛生機関の支援

諸機関の要請に応じて研究職員による他の組織への適切な協力・支援を行う。

(3) 研究協力の促進

ア 研究協力協定等

研究展開の将来ビジョンに対応した国際的な研究協力のあり方を検討する。

欧米・アジア諸国の主要な労働安全衛生研究機関との研究協力協定を締結・維持し、共同研究、人的交流等を進める。

イ 研究交流会等

フェロー研究員及び客員研究員の委嘱等を進めるとともに、これらの研究員を研究所の研究討論会に招聘し、労働現場のニーズや最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。

また、産業医科大学との研究交流会を第 3 四半期に開催し、最新の研究成果について相互に発表を行う。

ウ 共同研究

共同研究を積極的に推進し、全研究課題に占める共同研究の割合を 15%以上とする。また、20 人以上の研究員の派遣又は受入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。

エ 世界保健機関(WHO)労働衛生協力センター

世界保健機関(WHO)から引き続き労働衛生協力センターとして指定が受けられるよう、所要の手続きを進めるとともに、WHO労働衛生協力センターの次期ワークプラン(2012-2016)の策定に協力を行う。また、上記2の(1)のGOHNET研究を推進する。

第 2 業務運営の効率化に関する措置

1 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立

業務の有効性・効率性を高めること等の目的を達成するために、理事長のリーダーシップの基に、以下の事項を実施する等適切な内部統制活動を推進する。

(1) 効率的な業務運営体制の確立

ア 柔軟な組織体制と運営体制の実現と見直し

本部機能の強化を引き続き進め、柔軟で効率的な組織運営を図る。また、中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを図る。

プロジェクトチームの編成、業務責任者の任命等により、中期計画で指定されている業務を的確かつ効率的に遂行する。

研究開発力強化法に規定されている各種措置を推進する。

イ 調査研究管理の一元化

清瀬、登戸両地区の研究企画調整業務、労働災害調査分析業務及び国際情報・研究振興業務の一層の一元化を図る。

ウ 人材の登用

人材活用等に関する方針(第6の1(1))に基づき、公募による資質の高い人材の採用に努める。

また、研究員がその能力を十分に活かせるよう、研究環境の整備に努める。

エ 業務・システムの効率化等

調査研究業務に係る文書の体系的な整理・保管、情報処理が可能となる電子化・データベース化を推進する。また、清瀬、登戸両地区を結ぶ電子決裁システムの導入を検討する。

テレビ会議の活用を引き続き進める。

オ 監事との連携

定期の監事監査、監事による各種所内会議等への出席等を通じた業務の改善に努める。

(2) 内部進行管理の充実

ア 効率的な研究業務の推進

調査研究の進行状況を定期的かつ一元的に把握し、評価する研究管理システムを活用し、研究実施状況及びその評価結果を研究管理・業務運営に反映させることにより、調査研究業務の効率的な推進を図る。

イ 研究職員の業績評価

役職に着目した業績評価基準の導入等現行の業績評価基準、評価方法等の見直しを行い、研究職員の業績をより適切かつ総合的に評価する。

(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

ア 経費の節減

省資源、省エネルギーの推進、省エネルギー化等のための環境整備、IT技術の活用等を適宜行い、経費の節減を図る。

イ 業務運営の徹底した効率化

中期計画に示された数値目標に基づく年度予算を作成し、業務運営を行う。

ウ 役職員の給与の見直し

国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与の見直しを適宜行い、引き続き適正な給与水準を維持する。

エ 計画的な職員の採用

中期計画に基づき、総人件費抑制の観点から、計画的な職員採用の実施に努める。

オ 公共調達の適正化

契約の締結に当たって、透明性、競争性等を確保するとともに、契約監視委員会等での契約の点検を実施する。

カ 保有資産

施設・設備の効率的な利用方法を適宜検討・改善する。また、不要資産であることが確認されたものについては、国への返納等必要な措置を講ずる。

また、特許権については、特許登録後の期間、実施の見込みなどを考慮して、特許権の維持の是非について検討し、特許料の支払いの見直しなど必要な措置を講ずるとともに、開放特許情報データベース等を活用して特許による増収に努める。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 運営費交付金以外の収入の確保

(1) 競争的研究資金、受託研究の獲得

競争的資金について組織的な情報収集及び検討を行い、積極的に応募することにより、前年度を上回る競争的資金の獲得を目指す。

公益団体、業界団体等に対し、役員自らが受託研究の実施等を働きかけるとともに、調査研究に係る役務の調達情報の把握に努め、対応可能なものについては、積極的に公募する。

(2) 自己収入の確保

ホームページへの掲載やメールマガジンの活用、講演会等での積極的な広報、共同研究の推進等により、外部貸与対象施設・機器の有償貸与、特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化等を一層進める。

2 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算については、別紙3のとおり。

(2) 収支計画については、別紙4のとおり。

(3) 資金計画については、別紙5のとおり。

第4 短期借入金の限度額

1 限度額 290 百万円

2 想定される理由

(1) 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。

(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。

第5 剰余金の使途

1 研究用機器等を充実させるための整備

2 広報や研究成果発表等の充実

3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加

4 職場環境の快適さを向上させるための整備

第6 その他業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

ア 中期計画に基づく人件費削減の取組状況を踏まえつつ、研究ニーズの優先度が高い分野から新規研究員を採用する。採用に当たっては、公募による3年間の任期付採用を原則とする。

3年間の任期が満了する任期付研究員のうち研究所で引き続きの勤務を希望するものを対象として、任期を付さない研究員として採用審査を行う。

イ 新規採用者研修、研究討論会等を実施するとともに、新たに採用した若手研究員及び外国人研究員に対して研究遂行上の助言を行うチューターを配置すること等により、若手研究員等の自立と資質向上を促進する。

また、育児休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努める。

(2) 人員の指標

当年度初の常勤職員数 104名

当年度末の常勤職員数の見込み 104名

(3) 人件費総額の見込み

当年度中の総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究員の人件費総額見込みとの合計額は、970百万円である。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

また、新規業務追加分に係る人件費については上記の額に含まれない。

2 施設・設備に関する計画

清瀬地区の建物外壁補修・防水等工事、吸収式冷温水機更新等を実施する。

化学物質の有害性調査を実施する場合に備えて、業務運営の効率化等の観点から、研究施設及び設備の集約化について検討を行う。

3 公正で的確な業務の運営

(1) 関係法令の遵守等

ア 法令に則って情報の公開を図り、情報管理システムを維持する。

イ 競争的研究資金に係る内部監査を実施する等の公的研究費の不正使用防止対策を的確に推進する。また、研究の公平性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)について、透明性の確保と適正な管理を実施する。

ウ 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うよう研究倫理委員会を開催し、必要な審査・措置等を実施する。

エ 独立行政法人通則法、個別法、就業規則、その他の諸規則の遵守状況の把握に努める。また、研究所のホームページに設けた「国民の皆様の声募集」を通じて得られた国民からの意見、要望等

を業務運営に反映させる。

(2) セキュリティの確保

情報セキュリティポリシー及び同管理規程に基づく情報セキュリティ対策基準の充実を図るとともに、情報セキュリティ対策委員会における調査審議を踏まえ、同対策を適切に推進する。

(参考)

施設整備の内容	措置年度
建物外壁補修・防水等工事	H23 措置予定
吸収式冷温水機更新	H23 措置予定
車両系機械災害防止研究施設改修	H23 措置予定
液体攪拌帯電実験室改修	H23 措置予定
多目的構造強度／信頼性実験室改修	
中央監視装置改修	
冷暖房設備改修	
墜落・転倒・飛来落下防止施設改修	
実験室フード改修	
機器分析室改修	
ばく露状況シミュレーション室改修	
恒温恒湿実験室改修	
被験者実験室改修	
病理実験室改修	
温熱環境実験室改修	
照明改修	
セキュリティシステム改修	

<プロジェクト研究等>

1 プロジェクト研究

ア 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究

- (ア) 勤務時間制の多様化等の健康影響に関する研究
- (イ) メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究
- (ウ) オフィス環境に存在する化学物質等の有害性因子の健康影響評価に関する研究
- (エ) 従来材及び新素材クレーン用ワイヤロープの経年損傷評価と廃棄基準見直しに関する研究

イ 産業現場における危険・有害性に関する研究

- (ア) 蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究
- (イ) 健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究
- (ウ) 第三次産業で使用される機械設備の基本安全技術に関する研究
- (エ) 災害復旧建設工事における労働災害の防止に関する総合的研究
- (オ) 貯槽の保守、ガス溶断による解体等の作業での爆発・火災・中毒災害の防止に関する研究
- (カ) 初期放電の検出による静電気火災・爆発災害の予防技術の開発に関する研究
- (キ) 非電離放射線等による有害作業の抽出及びその評価とばく露防止に関する研究

ウ 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究

- (ア) 建設業における職業コホートの設定と労働者の健康障害に関する追跡調査研究
- (イ) 発がん性物質の作業環境管理の低濃度化に対応可能な分析法の開発に関する研究

2 GOHNET 研究

- (ア) ヘルスケアワーカー及びその他の労働者の職業性健康障害
- (イ) 作業温熱ストレスの労働生理学的評価と予防対策技術の研究

< 基盤的研究 >

1 安全研究領域

- (1) 1000MPa 超級高張力鋼の長寿命疲労破壊機構の解明
- (2) 経年損傷材の寿命延伸技術の検討
- (3) 有限要素法解析による局部減肉の健全性評価手法の開発
- (4) 墜落防護工法の多様性に対応した足場強度の評価方法の検討
- (5) 斜面下における落石防止壁基礎の耐衝撃性に関する研究
- (6) トンネル掘削における労働災害の調査分析と崩壊可能性の検討
- (7) 積載型トラッククレーンの転倒防止に関する基礎的研究
- (8) 爆発火災リスクアセスメントツールの開発
- (9) 管路拡大によって中断された爆ごうの再転移の研究
- (10) サブミクロン粉じんの発火・爆発性に関する研究
- (11) 爆発・火災災害における要因分析
- (12) 中小企業現場における熱危険性評価試験の適正実施のための研究
- (13) 帯電した絶縁物のコロナ除電シミュレーション

2 健康研究領域

- (1) 職場環境における心理社会的ストレスの生理学的評価法の検討
- (2) 産業化学物質による生体影響評価のための実験的研究
- (3) 遺伝毒性に及ぼす職業有害因子及び個体素因の相互作用に関する研究
- (4) 肝障害が懸念される産業化学物質の毒性評価に関する研究
- (5) 職場環境における物理化学的因子へのばく露と生殖機能を中心とした健康状態との関連に関する研究
- (6) 筋骨格系障害予防のための人間工学的対策に関する研究
- (7) 精神作業負荷により生ずる心臓血管系及び中枢神経系の反応特性の解析

3 環境研究領域

- (1) 作業環境管理に関する工学的研究
- (2) 低周波音・可聴域騒音によって生じる振動感覚に関する研究
- (3) 作業環境におけるバイオエアロゾルのばく露に関する研究
- (4) 新規多孔性炭素材料の有害ガス吸着能のモデル化に関する研究
- (5) 金属及び無機化合物の作業環境管理に簡易測定手法を導入するための基礎的研究
- (6) 電子顕微鏡による生体内繊維状物質計測法の展開に関する研究
- (7) 多軸全身・多軸手腕振動曝露の人体への心理・生理影響の評価方法に関する研究
- (8) 安全性及び作業性を考慮した改良型ロールボックスパレットの開発
- (9) 種々の温熱環境条件における皮膚表面温度分布の赤外面像処理に関する研究

- (10) 労働者の死傷病被害の最小化と精神的ストレスのマネジメントに着目した化学工場での爆発火災災害による被害のダメージコントロールの検討
- (11) 建設工事発注者の安全配慮促進方策に関する調査研究
- (12) 高年齢労働者の身体・認知機能と転倒恐怖感を包括した転倒リスク評価に関する研究

中期計画(平成 23 年度)の予算

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	一般会計	特別会計	その他	計
収 入				
運営費交付金	488	1,560	0	2,048
施設整備費補助金	0	211	0	211
受託収入	0	0	54	54
その他収入	0	0	13	14
計	488	1,772	67	2,327
支 出				
人件費	449	684	0	1,133
一般管理費	30	203	13	247
業務経費	9	673	0	682
施設費	0	211	0	211
受託経費	0	0	54	54
計	488	1,772	67	2,327

(注釈) 金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積り]

当年度中の総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究員の人件費総額見込みとの合計額は、970 百万円である。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

また、新規業務追加分に係る人件費については上記の額に含まれない。

(別紙 4)

収支計画(平成 23 年度)

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	一般会計	特別会計	その他	計
費用の部				
經常費用	490	1,517	67	2,074
人件費	449	684	0	1,133
一般管理費	30	203	13	247
業務経費	5	317	0	321
受託経費	0	0	54	54
減価償却費	6	312	0	319
その他の費用	0	0	0	0
収益の部	490	1,517	67	2,074
運営費交付金収益	484	1,204	0	1,687
受託収入	0	0	54	54
その他収入	0	0	13	14
資産見返運営費交付金戻入	6	312	0	319
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0

(注釈) 金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

当法人における退職手当については、役員退職金規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものを想定している。

資金計画(平成 23 年度)

(単位: 百万円)

区 別	金 額			
	一般会計	特別会計	その他	計
資金支出	488	1,772	67	2,327
業務活動による支出	484	1,204	67	1,755
投資活動による支出	4	567	0	572
財務活動による支出	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0
資金収入	488	1,772	67	2,327
業務活動による収入	488	1,561	67	2,116
運営費交付金による収入	488	1,560	0	2,048
受託収入	0	0	54	54
その他の収入	0	0	13	14
投資活動による収入	0	211	0	211
施設整備費補助金による収入	0	211	0	211
その他の収入	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0

(注釈) 金額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。